

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年7月7日

【事業年度】 第126期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

【会社名】 オーベクス株式会社

【英訳名】 AuBEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大竹 信 行

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国四丁目31番11号

【電話番号】 東京(6701)3200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 野 北 明 臣

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国四丁目31番11号

【電話番号】 東京(6701)3200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 野 北 明 臣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月24日付をもって提出いたしました第126期事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部について訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

注記事項

(貸借対照表関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【注記事項】

(貸借対照表関係)

(訂正前)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<p>1 商品及び製品 生産品及び仕入品については、品目により受入後の区分が困難のため商品、製品を区分せず一括表示しました。</p> <p>2 ~ 5 (省略)</p> <p>6 土地の再評価 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価及び第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>再評価を行った土地の 期末における時価と 337,660千円 再評価後の帳簿価額との差額</p> <p>7 裏書譲渡高 受取手形裏書譲渡高 38,887千円</p>	<p>1 商品及び製品 生産品及び仕入品については、品目により受入後の区分が困難のため商品、製品を区分せず一括表示しております。</p> <p>2 ~ 5 (省略)</p> <p>6 土地の再評価 同左</p> <p>再評価の方法 同左</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>再評価を行った土地の 期末における時価と 368,090千円 再評価後の帳簿価額との差額</p>

(訂正後)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<p>1 商品及び製品 生産品及び仕入品については、品目により受入後の区分が困難のため商品、製品を区分せず一括表示しました。</p> <p>2 ~ 5 (省略)</p>	<p>1 商品及び製品 生産品及び仕入品については、品目により受入後の区分が困難のため商品、製品を区分せず一括表示しております。</p> <p>2 ~ 5 (省略)</p>

<p>6 土地の再評価</p> <p>土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価及び第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>再評価を行った土地の 期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額 337,660千円</p> <p>7 裏書譲渡高 受取手形裏書譲渡高 38,887千円</p>	<p>6 土地の再評価 同左</p> <p>再評価の方法 同左</p> <p>再評価を行った年月日 平成14年3月31日</p> <p>再評価を行った土地の 期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額 <u>368,090千円</u></p>
--	---